

ETCサービス料金所の追加およびETC期間限定特別割引の実施について

現在、阪神高速道路の10料金所で運用されているETC(ノンストップ自動料金支払いシステム)については、来たる11月30日にサービス料金所を追加し、計16料金所をご利用いただけるようになります。

これにあわせ、かねてより検討を進めてきたETC車載器のセットアップを行った方を対象とした期間限定特別割引を実施するべく、必要な手続きに着手することとなりましたのでお知らせ致します。

1. ETCサービス料金所の追加 ~ 11月30日、16料金所にサービス展開 ~

ETC利用可能料金所	現在	10料金所	11月30日以降	16料金所
------------	----	-------	----------	-------

新たにサービス開始する料金所：守口本線、長田本線、堺本線、南開本線、住吉浜、六甲アイランド北の6料金所
なお、空港本線料金所においては、ICカードリーダーによる運用を開始致します。

2. ETC期間限定特別割引の実施

~ 通行料金が2割引、上限1万円、11月1日より受付開始、割引は11月30日~平成16年6月末まで適用 ~

- 1) 割引対象：ETC車載器をセットアップし、登録受付期間内に公団の設置する受付窓口で、特別割引に使用するETCカードその他必要な事項を登録された方。
- 2) 割引内容：登録したETCカードを使って、割引適用期間内に阪神高速道路を利用した場合、規定の通行料金の20%を割引。ただし、割引累計額が1万円に達するまで。
なお、日本道路公団及び首都高速道路公団指定の高速道路においても、各公団毎に同様の割引となります。
- 3) 登録受付期間及び割引適用期間
登録受付期間：平成13年11月1日~平成14年6月30日
割引適用期間：平成13年11月30日~平成16年6月30日
- 4) 登録受付方法：郵送またはインターネットにより申込。

本割引は、所要の料金認可を得たうえで実施されることとなりますので、内容についてのお客様向けのご案内は、認可後、決定内容により改めて行う予定です。